

平成25年10月18日

文部科学大臣 下村博文 様

要望書

原子力損害賠償請求権の消滅時効停止特例法の要望



献上桃選果式 (平成25年8月6日) : 平成6年から20年連続

桑折町放射能対策推進町民会議会長

福島県桑折町長 高橋宣博

原子力損害賠償請求権の消滅時効停止特例法の要望

福島復興・再生には、原子力損害賠償の完全実施が極めて重要であることから、桑折町放射能対策推進町民会議では、国、東京電力に対する要望、要求活動を通し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実、迅速に行うよう強く求めてきたところであります。

しかしながら、東京電力は「指針」を超える賠償を積極的に行う姿勢が見られないばかりか、被害者の立場に立った誠意ある対応がなされておらず、また、原子力発電所事故から2年7か月が経過し、被害者への将来的な賠償の見通しを明らかにする上でも、国の役割は大変重要であります。

国は、原子力災害がこれまでの災害とは大きく異なる特殊性を有することを十分に踏まえ、東京電力に対する指導を更に強化するとともに、原子力政策を国策として推進してきた責任を最後まで果たすべきであります。

よって、1万3千人桑折町民の総意として、原子力損害に対する賠償請求権の消滅時効の停止についての特例法の立法措置をされるよう要望します。

記

1. 原子力損害に対する損害賠償請求権の消滅時効の停止について

放射性物質が人体に与える影響は、未だ科学的知見が確立しておらず、事故から長い年月を経た後に健康への影響が現れる可能性があることに十分留意しなければなりません。

時効の特例法案の審議に際して、参議院文教科学委員会は5月28日に「平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。」とする附帯決議を可決され、衆議院文部科学委員会も、同様の附帯決議を可決されています。

国は、この附帯決議を踏まえて、全ての原発事故の被害者に対する確実かつ適正な損害の賠償を保障するために、被害者の権利行使の妨げになる時効期間や除斥期間に関する民法の規定を適用しないものとする特別の立法措置を早急に講ずるよう強く要望します。